厚生年金保険・国民年金事業の概況 (令和 3 年 3 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

○ 令和3年3月末の国民年金と厚生年金保険(第1号)の被保険者数は、6,290万人であり、前年同月に比べて、21万人(0.3%)減少している。

表 1 制度別適用状況

		13.1	间及加速/1.	ייייוויין				
		事業所数		被保険者数(人)				
			総数	男子	女子	の平均 (円)		
厚	生年金保険 (第1号)	2, 509, 333	40, 472, 127	24, 786, 954	15, 685, 173	313, 099		
	船員以外	2, 505, 188	40, 421, 060	24, 735, 887	15, 685, 173	312, 974		
	一般男子	•	24, 735, 430	24, 735, 430	•	355, 113		
	女子	•	15, 685, 173	•	15, 685, 173	246, 518		
	坑内員	•	457	457	•	363, 829		
	(再掲) 短時間労働者	38, 031	530, 102	137, 728	392, 374	145, 843		
	船員	4, 145	51, 067	51,067	•	412, 695		
国	民年金	•	22, 424, 275	7, 697, 823	14, 726, 452	•		
	第1号	•	14, 307, 930	7, 513, 169	6, 794, 761	•		
	任意加入	•	186, 661	67, 142	119, 519	•		
	第3号	•	7, 929, 684	117, 512	7, 812, 172	•		
合詞	+	•	62, 896, 402	32, 484, 777	30, 411, 625	•		

注. 厚生年金保険 (第1号) の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表 2 制度別適用状況の推移

		12 4	門皮	加迪用亚	くひしりつ1圧化	タ			
		事業所数		:	被保険者数		標準報酬月額平均		
	令和2年3月末 (千か所)	令和3年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和2年3月末 (千人)	令和3年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和2年3月末 (円)	令和3年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険 (第1号)	2, 436	2, 509	3.0	40, 374	40, 472	0.2	314, 798	313, 099	△ 0.5
船員以外	2, 432	2, 505	3. 0	40, 323	40, 421	0.2	314, 683	312, 974	△ 0.5
一般男子				24, 825	24, 735	△ 0.4	357, 127	355, 113	△ 0.6
女子				15, 498	15, 685	1.2	246, 693	246, 518	△ 0.1
坑内員				0	0	△ 3.0	368, 679	363, 829	△ 1.3
(再掲) 短時間労働者	37	38	2. 7	472	530	12. 3	146, 999	145, 843	△ 0.8
船員	4	4	△ 1.8	52	51	△ 1.4	404, 423	412, 695	2. (
国民年金				22, 737	22, 424	△ 1.4			
第1号				14, 343	14, 308	△ 0.2			
任意加入				190	187	△ 2.0			
第3号				8, 203	7, 930	△ 3.3	•		
合計				63 111	62.896	A 0 3			

(2) 給付状況

計

- 令和3年3月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者数(同一 の年金種別を除く延人数)は、4,479万人であり、前年同月に比べて、11万人 (0.3%) 増加している。
 - 注. 厚生年金保険 (第1号) の受給 (権) 者とは、厚生年金保険受給 (権) 者全体から、共済組合等の組合員等たる 厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに. 障害厚生年金受給(権)者及び短期要件分の遺族厚生年金受給(権)者について、それぞれ初診日又は死亡日に共 済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表 3 制度別年金受給者数 (単位:人) 数 老齢給付 障害年金 遺族給付 通算老齢年金 通算遺族年命 遺族年金 ·25年以上 25年未満 厚生年金保険(第1号) 計 15, 529, 539 15, 333, 127 35, 814, 80 14, 147, 29 旧共済組合を除く 35, 481, 90 14, 084, 03 465, 87 5, 581, 72 17, 146 196, 89 29, 49 16, 77 15, 064, 298 13, 886, 371 34, 690, 23 5, 304, 137 435, 430 (再掲) 基礎あり 26, 791, 333 14, 048, 157 12, 376, 524 296, 121 70, 531 基礎または定額あり 26, 505, 26 14, 105, 429 基礎繰上げあり 1, 985, 412 1, 396, 654 13, 516, 671 基礎繰上げなし 24, 519, 857 11,003,186 基礎及び定額なし 2, 445, 40 958, 869 1, 486, 531 船員保険 (旧法) 63, 25 済組合 計 196, 408 332, 89 70, 27 439 439 20, 880 49, 392 245, 77 133, 552 61,28 1,546 (再掲) 基礎あり 192, 50 132, 586 58, 619 国民 35, 961, 01 32, 903, 94 928, 24 2, 037, 45 91, 36 (再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年 旧法拠出制 7, 506, 02 5, 426, 200 旧伝拠山町 新法基礎年金 (再掲)基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし 6,825,418 5,061,812 116, 945 1,623,154 23, 507 福祉年金

注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

34, 252, 748

2, 640, 395

2, 208, 436

5, 672, 829

- 2. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。 3. 人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が 発生していた者をいう

44, 791, 993

- 5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。 6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のもの は「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者を
- 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27
- 年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。 9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。
- 令和3年3月末の国民年金、厚生年金保険(第1号)及び福祉年金の受給者の 年金総額は、49兆9千億円であり、前年同月に比べて、4千億円(0.9%)増加している。
 - 注. 厚生年金保険(第1号)受給(権)者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年 9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、 平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合 員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出し た年金総額である。

表 4 制度別受給者年金総額

(単位:百万円)

	総数	老齢	給付	障害年金	遺族給付	
		老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号) 計	25, 571, 533	17, 201, 009	2, 485, 565	322, 100	5, 558, 056	4, 803
旧共済組合を除く	25, 190, 432	16, 916, 527	2, 471, 571	319, 789	5, 477, 850	4,696
旧法	803, 693	413, 583	74, 187	34, 559	276, 764	4, 599
新法	24, 351, 208	16, 486, 233	2, 397, 119	283, 201	5, 184, 656	
(別掲) 基礎年金	18, 272, 124	9, 934, 945	8, 016, 615	252, 824	67, 741	•
船員保険 (旧法)	35, 532	16, 711	265	2,029	16, 430	97
旧共済組合 計	381, 100	284, 482	13, 994	2, 311	80, 206	107
旧法	158, 586	131, 840	931	1, 369	24, 339	107
新法	222, 514	152, 641	13, 063	943	55, 867	
(別掲) 基礎年金	143, 017	98, 862	43, 079	1,074	1	•
国民年金 計	24, 321, 235	22, 252, 853	214, 779	1, 761, 316	92, 287	•
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4, 896, 247	3, 338, 788	89, 056	1, 440, 350	28, 053	•
旧法拠出制	278, 022	179, 865	62, 664	31, 950	3, 543	
新法基礎年金	24, 043, 213	22, 072, 988	152, 115	1, 729, 366	88, 744	•
(再掲) 基礎のみ	5, 449, 992	3, 944, 224	26, 717	1, 447, 366	31,685	
(再掲) 基礎のみ共済なし	4, 618, 225	3, 158, 923	26, 392	1, 408, 400	24, 510	
福祉年金	4	4		•	•	•
合 計	49, 892, 772	39, 453, 866	2, 700, 344	2, 083, 416	5, 650, 343	4,803

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生 年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受 給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金 (短期要件) については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険 者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。
 - 2. 年金総額には一部停止額を含む。
 - 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が 発生していた者の当該年金の年金総額である。
 - 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者の 年金総額である。
 - 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成 27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の年金総額である。
 - 6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、 基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表 5 制度別受給者状況の推移

	12.0	加沙文为7文		/ 2 1 压 / 1 少		
		受給者数			年 金 総 額	
	令和2年3月末 (千人)	令和3年3月末 (千人)	対前年同月比(%)	令和2年3月末 (億円)	令和3年3月末 (億円)	対前年同月比(%)
厚生年金保険(第1号) 計 旧共済組合除く	35, 432 35, 072	35, 815 35, 482	1. 1 1. 2	254, 965 250, 746	255, 715 251, 904	0. 3 0. 5
旧法 新法	896 34, 155	774 34, 690	△ 13.7 1.6	9, 344 240, 998	8, 037 243, 512	△ 14.0 1.0
船員保険(旧法) 旧共済組合 計	20 360	18 333	△ 11.6 △ 7.6	404 4, 219	355 3, 811	△ 12.1 △ 9.7
旧法 新法	100 261	87 246	△ 12.5 △ 5.7	1, 836 2, 382	1, 586 2, 225	△ 13.6 △ 6.6
国民年金 計 (再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		35, 961 7, 506	0.9 △ 3.4	239, 742 50, 056	243, 212 48, 962	1.4 \(\triangle 2.2 \)
旧法拠出制 新法基礎年金	822 34, 823	681 35, 280	△ 17. 2 1. 3	3, 332 236, 410	2, 780 240, 432	△ 16.6 1.7
(再掲) 基礎のみ (再掲) 基礎のみ共済なし 福祉年金	8, 043 6, 952	7, 950 6, 825	\triangle 1. 2 \triangle 1. 8 \triangle 63. 0	54, 779 46, 724	54, 500 46, 182	△ 0.5 △ 1.2
ー 合 計 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	44, 679	44, 792	△ 63.0 0.3	0 494, 707	0 498, 928	△ 63.6 0.9

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平 成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金 受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
 - 全結合について、それぞれ初診百丈は死亡日に共海融音等の組音員等であるた名を除いた名をいい。 2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済 組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。 3.人数の合計は、厚生年金保険(第1号)と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

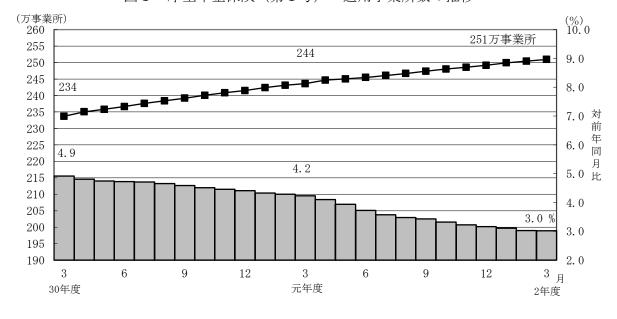
 - 4. 年金総額には一部停止額を含む。
 - 7. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。
- 6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共海和ロモドバン・人間の日本金総額である。 当該年金の年金総額である。 7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。 8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金ー律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

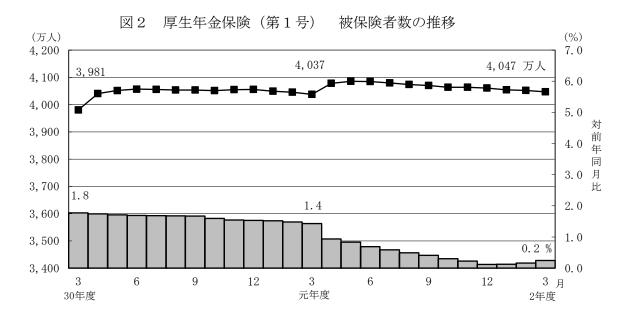
(1) 適用状況

○ 令和3年3月末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は251万事業所であり、 前年同月に比べて7万事業所(3.0%)増加している。

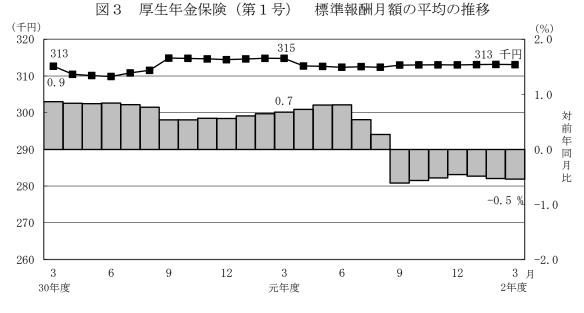
図1 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移



○ 厚生年金保険(第1号)の被保険者数は4,047万人となっており、前年同月に比べて10万人(0.2%)増加している。内訳をみると、一般男子が2,474万人(対前年同月比9万人、0.4%減)、女子が1,569万人(対前年同月比19万人、1.2%増)、坑内員が5百人(対前年同月比14人、3.0%減)、船員が5万人(対前年同月比7百人、1.4%減)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者の標準報酬月額の平均は、31万3,099円となっており前年同月に比べて0.5%減少している。内訳をみると、一般男子は35万5,113円(対前年同月比0.6%減)、女子は24万6,518円(対前年同月比0.1%減)、坑内員は36万3,829円(対前年同月比1.3%減)、船員が41万2,695円(対前年同月比2.0%増)である。



○ 厚生年金保険(第1号)被保険者に係る賞与支給事業所数は8万事業所、賞与支給被保険者数は286万人、標準賞与額の平均は25万450円となっている。

(2) 給付状況

- 令和3年3月末の厚生年金保険(第1号)受給者数は3,581万人(旧法厚年分77万人、新法厚年分3,469万人、旧法船保分2万人、旧共済分33万人)で、前年同月に 比べて38万人(1.1%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,968万人(旧法厚年分46万人、新法厚年分2,895万人、旧法 船保分7千人、旧共済分26万人)で、前年同月に比べて31万人(1.1%)増加している。
- 障害給付の受給者数は47万人(旧法厚年分3万人、新法厚年分44万人、旧法船保分 1千人、旧共済分3千人)で、前年同月に比べて2万人(3.6%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は567万人(旧法厚年分28万人、新法厚年分530万人、旧法船保 分1万人、旧共済分7万人)で、前年同月に比べて5万人(0.9%)増加している。

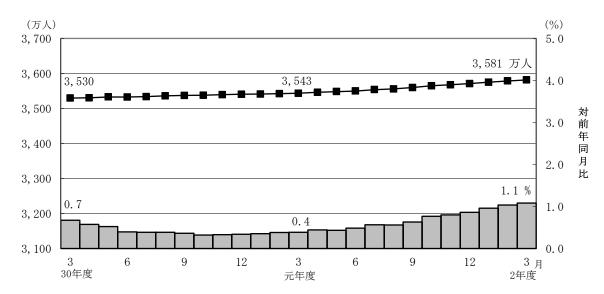


図4 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

○ 令和3年3月末の厚生年金保険(第1号)の受給者に係る老齢年金の平均年金月額は、14万6,145円となっている。

○ 令和3年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険(第1号) の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は16万人 となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険(第1号)の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

				失 業 給 付									
				件数(人)		総停止年金額 (千円)			平均停止月額 (円)				
			丰	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満		
令和	2 年	10 月	48, 032	27, 874	20, 158	27, 253, 094	23, 410, 460	3, 842, 633	47, 283	69, 989	15, 885		
		11 月	48, 162	28, 162	20,000	27, 693, 501	23, 887, 191	3, 806, 310	47, 917	70, 684	15, 860		
		12 月	45, 749	26, 534	19, 215	26, 156, 054	22, 497, 827	3, 658, 227	47,644	70, 657	15, 865		
令和	3 年	1 月	42,001	24, 134	17,867	23, 866, 582	20, 476, 803	3, 389, 778	47, 353	70, 705	15,810		
		2 月	40, 493	23, 597	16, 896	23, 604, 271	20, 376, 409	3, 227, 862	48, 577	71, 960	15, 920		
		3 月	39, 623	22, 992	16, 631	23, 192, 102	20, 005, 555	3, 186, 547	48, 777	72, 509	15, 967		

		高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
		件数(人)			高年齢雇用継続給付による停止総額(千円)			平均停止月額(円)		
	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	盐	老齢相当	通老相当 • 25年未満	疝	老齢相当	通老相当 • 25年未満	
令和 2 年 10 月	161, 473	153, 943	7, 530	21, 384, 552	20, 678, 021	706, 531	11,036	11, 194	7, 819	
11 /	163, 768	155, 834	7, 934	21, 579, 601	20, 849, 180	730, 421	10, 981	11, 149	7,672	
12 月	165, 652	157, 365	8, 287	21, 769, 018	21, 008, 612	760, 407	10, 951	11, 125	7,647	
令和 3 年 1 月	163, 472	155, 307	8, 165	21, 530, 849	20, 773, 757	757, 091	10, 976	11, 147	7,727	
2 月	161, 282	153, 202	8, 080	21, 243, 026	20, 490, 316	752, 709	10, 976	11, 146	7, 763	
3)	160, 592	152, 516	8, 076	21, 104, 082	20, 355, 184	748, 897	10, 951	11, 122	7, 728	

表7 厚生年金保険(第1号) 受給者状況の推移

我 / 净工十业体例 (为 1 勺) — 文相有 (初 2) E(夕												
		Ā	受 給 者 数		:	年 金 総 額						
		令和2年3月末	令和3年3月末	対前年同月比	令和2年3月末	令和3年3月末	対前年同月比					
		(千人)	(千人)	(%)	(億円)	(億円)	(%)					
厚生年金保険	倹 (第1号) 計	35, 432	35,815	1.1	254, 965	255, 715	0.3					
	計	15, 390	15, 530	0.9	172, 034	172,010	△ 0.0					
	旧共済組合除く 計	15, 176	15, 333	1.0	168, 873		0. 2					
	旧法	315	263	△ 16.6	5, 024	4, 136	△ 17.7					
老齢年金	新法	14, 854	15, 064	1.4		164, 862	0. 7					
	船員保険(旧法)	7	6	△ 17.9	203	167	△ 17.7					
	旧共済組合 計	214 73	196	△ 8.0	3, 161	2,845	△ 10.0					
	旧法 新法	141	63 134	\triangle 13.5 \triangle 5.2	1,540 1,621	1,318 1,526	\triangle 14.4 \triangle 5.9					
	計	13, 972	14, 147	1.3	24, 483	24, 856	1. 5					
	日共済組合除く 計	13, 972	14, 147	1. 3	24, 463	24, 836	1. 6					
	旧法	241	14, 084	△ 18. 4	907	742	△ 18. 2					
通算老齢年金	新法	13, 664	13, 886	1.6	23, 422	23, 971	2. 3					
• 25年未満	船員保険(旧法)	10,001	10,000	△ 24.0	4	3	△ 24. 3					
20 1 714114	旧共済組合 計	67	63	△ 5. 3		140	△ 7. 2					
	旧法	2	2	△ 15.3		9	△ 15.7					
	新法	64	61	△ 4.9	140	131	△ 6.5					
	計	452	468	3.6	3, 139	3, 221	2.6					
	旧共済組合除く 計	449	466	3.7		3, 198	2. 7					
	旧法	32	29	△ 7.2	372	346	△ 7.2					
障害年金	新法	417	435	4.5	2,720	2,832	4. 1					
17 1 1 11	船員保険(旧法)	1	1	△ 5.9	21	20	△ 5.5					
	旧共済組合 計	3	3	△ 7.1	25	23	△ 8.7					
	旧法	1	1	△ 8.5	15	14	△ 10.0					
	新法 計	5, 598	5, 652	△ 6.2 1.0	10 55, 255	9 55, 581	△ 6.7 0.6					
	^町 旧共済組合除く 計	5, 598 5, 521	5, 652 5, 582	1. 0	55, 255 54, 375	55, 581 54, 779	0. 6					
	旧法	289	268	△ 7.4		2, 768	0. 7 △ 7. 4					
	新法	5, 221	5, 304	1.6	51, 211	51, 847	1. 2					
遺族年金	船員保険(旧法)	11	10	△ 6.9	175	164	△ 6. 1					
	旧共済組合 計	77	70	△ 8.2		802	△ 8.9					
	旧法	23	21	△ 9. 4	269	243	△ 9.5					
	新法	54	49		611	559	△ 8.6					
	計	20	18	△ 11.2	54	48	△ 10.6					
	旧共済組合除く 計	19	17	△ 11.2	53	47	△ 10.6					
通算遺族年金	旧法	19	17	△ 11.2	51	46	△ 10.6					
心养短从寸亚	船員保険 (旧法)	0	0	△ 11.1	1	1	△ 10.2					
	旧共済組合 計	1	0	△ 12.2	1	1	△ 10.1					
	旧法	1	0	△ 12.2	1	1	△ 10.1					

注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額である。

3. 新法老齢厚生年金(第1号)のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。 4. 年金総額には一部停止額を含む。 5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生してい

た者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 国民年金

(1) 適用状況

○ 令和3年3月末の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、1,449万人となっており、前年同月に比べて4万人(0.3%)減少している。内訳をみると、男子は758万人(対前年同月比1万人、0.2%増)、女子は691万人(対前年同月比5万人、0.7%減)である。

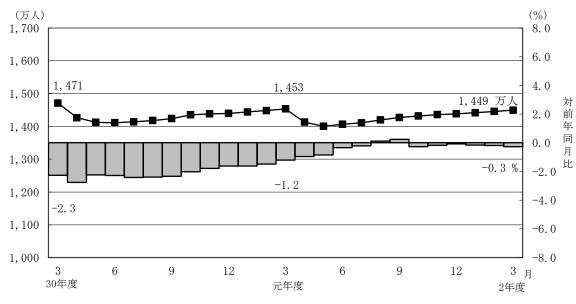


図5 国民年金第1号被保険者数(任意加入を含む)の推移

○ 第3号被保険者数は793万人となっており、前年同月に比べて27万人(3.3%)減少している。内訳をみると、男子は12万人(対前年同月比3千人、2.9%増)、女子は781万人(対前年同月比28万人、3.4%減)となっている。

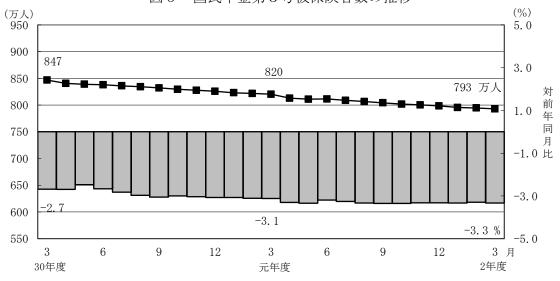


図6 国民年金第3号被保険者数の推移

(2) 給付状況

- 令和3年3月末の国民年金受給者数は3,596万人(旧法拠出制68万人、基礎年金3,528万人)で、前年同月に比べて32万人(0.9%)増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,383万人(旧法拠出制64万人、基礎年金3,320万人)で、 前年同月に比べて27万人(0.8%)増加している。
- 障害給付の受給者数は204万人(旧法拠出制4万人、基礎年金200万人)で、前年同 月に比べて4万人(2.2%)増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人(旧法拠出制8千人、基礎年金8万人)で、前年同月 に比べて2千人(2.3%)減少している。

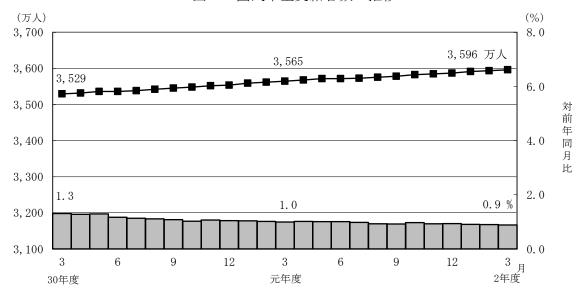


図7 国民年金受給者数の推移

○ 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和3年3月末で 5万6,358円となっている。

老齢年金・25年以上の新規裁定者(受給者)の平均年金月額は、5万5,178円 となっている。

○ 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が5百人となっており、繰上げ受給率は4.4%である。なお、令和元年度新規裁定者の繰上げ受給率は6.1%となっている。

表8 国民年金受給者状況の推移

			受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和2年3月末 (千人)	令和3年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和2年3月末 (億円)	令和3年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)	
国民年金 計		35, 645	35, 961	0.9	239, 742	243, 212	1.4	
(再掲) 基礎	きのみ共済なし・旧国年	7, 774	7, 506	△ 3.4	50, 056	48, 962	△ 2.2	
	 	32, 623	32, 904	0.9	219, 423	222, 529	1.4	
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	5, 671	5, 426	△ 4.3	34, 618	33, 388	△ 3.6	
老齢年金	旧法拠出制	444	364	△ 18.0	2, 189	1, 799	△ 17.8	
·25年以上	新法基礎年金	32, 179	32, 540	1. 1	217, 233	220, 730	1.6	
	(再掲) 基礎のみ	6, 265	6, 133	△ 2.1	40,031	39, 442	△ 1.5	
	(再掲) 基礎のみ共済なし	5, 226	5,062	△ 3.1	32, 429	31, 589	△ 2.6	
	計	935	928	△ 0.7	2, 146	2, 148	0.1	
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	441	389	△ 11.9	1,007	891	△ 11.6	
通算老齢年金	旧法拠出制	329	272	△ 17.4	756	627	△ 17.1	
・25年未満	新法基礎年金	605	656	8. 4	1, 390	1,521	9. 4	
	(再掲) 基礎のみ	113	118	4.6	254	267	5. 2	
	(再掲) 基礎のみ共済なし	112	117	4. 4	251	264	5.0	
	計	1, 994	2,037	2. 2	17, 235	17, 613	2. 2	
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,630	1,659	1.8	14, 151	14, 404	1.8	
障害年金	旧法拠出制	40	36	△ 8.3	348	320	△ 8.2	
体口一不	新法基礎年金	1, 954	2,001	2. 4	16, 887	17, 294	2.4	
	(再掲) 基礎のみ	1, 635	1,669	2. 1	14, 180	14, 474	2. 1	
	(再掲) 基礎のみ共済なし	1, 590	1,623	2. 1	13,803	14, 084	2.0	
	計	94	91	△ 2.3	939	923	△ 1.7	
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	32	31	△ 1.4	280	281	0.3	
遺族年金	旧法拠出制	9	8	△ 8.4	39	35	△ 9.1	
A2 1/A JE	新法基礎年金	85	83	△ 1.7	900	887	△ 1.4	
	(再掲) 基礎のみ	30	30	0.6	313	317	1.2	
	(再掲) 基礎のみ共済なし	23	24	1. 2	241	245	1.8	

- 注1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の 当該年金の年金総額である。 2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前 の共済組合等の制合という。 2. 「本格が写い、対策に対しるなど、であるのでは、1000円である。

 - 3. 年金総額には一部停止額を含む。
 4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金ー律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。